

退職報償金掛金の据置きについて

退職報償課

はじめに

退職報償金の掛金は、3年ごとに財政再計算を行い、額の見直しを行うことになっています。平成22年度は見直しの年に当たっており、財政再計算の結果、掛金は据置きとされました。その背景について、基金の考えを御説明します。

退職報償金経理の収支状況

前回（平成19年度）の見直し当時、基金はたいへん厳しい財政状況に置かれていました。財政再計算の結果、将来の支払を確実に行うために必要とされる変動調整準備金の保有額は、平成18年度末には10億円を割り込むとの予想が出ます。このため平成19年度に掛金を引き上げ、これにより危機的状況をいちおう脱することができました。その後、退職報償金経理は改善に向かい、変動調整準備金を少しずつ積み増している状態です（表1）。

ところで表1では、平成20年度の「掛金・利息収入額」と「退職報償金・事務費支払額」を単純に比較すると差額が生じており、一見して剰余金があるように思われるかもしれませんが、そうではありません。

表1 最近の退職報償金の収支等の状況

単位：百万円

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
利益	掛金・利息収入額	16,650	18,520	18,483
	未払給付引当金戻入	9,624	10,782	10,368
	52条変動調整準備金戻入	432	0	0
	その他	3	28	7
	合計	26,709	29,330	28,858
損失	退職報償金・事務費支払額	16,489	17,102	16,633
	未払給付引当金繰入	10,219	11,164	10,514
	52条変動調整準備金繰入	0	1,036	1,705
	その他	1	28	6
	合計	26,709	29,330	28,858
未払給付引当金		10,782	11,163	11,310
52条変動調整準備金保有額		1,834	2,870	4,575

そもそも退職報償金経理は、表でおわかりのように、「利益」は掛金、利息収入額、未払給付引当金からの取崩し（戻入）、変動調整準備金からの取崩し（同）などを合わせたものであるのに対し、「損失」は退職報償金支払額、事務費、未払給付引当金への繰入れ、変動調整準備金への繰入れなどの合計です。この「利益」が「損失」を超えるときに初めて、超える部分が剰余金になるわけですが、変動調整準備金が不足しているため剰余金を出せる状況にはなく、差額全部を損失として変動調整準備金に繰り入れざるをえないのです。

退職報償金業務の支払準備金

基金会計規程は、退職報償金業務の支払準備金（将来の支払に充てるために留保される準備金のこと）について、次の2つを規定しています。

- ① 既に退職した者に対する未払給付引当金
- ② 消防団員退職報償金責任共済契約に基づく将来の支払を確実に履行するため、将来の災害等に備えて必要と見込まれる額を積み立てることができる変動調整準備金（基金会計規程第52条。従前の変動調整準備金と区別するため、以下「52条変動調整準備金」といいます）

これらとは別に、決算上剰余金が生じたときは、積立金として積むことになっていますが、前述したように変動調整準備金が不足しているため、剰余金を積むには至っていません（※1）。

※1 基金会計規程（昭和32年基金規程第1号）（抄）

（未払給付引当金）

第50条 基金は、退職報償経理においては、毎事業年度末日において、当該日以前に退職した者に係る退職報償金の支給に要する経費について次年度以降に支払わなければならない額の見込額を未払給付引当金として計上しなければならない。

（変動調整準備金）

第52条 基金は、毎事業年度末日において、消防団員等公務災害補償責任共済契約又は消防団員退職報償金支給責任共済契約に基づく将来の支払を確実に履行するため、将来の災害等に備えて必要と見込まれる額を、変動調整準備金として積み立てることができる。

（剰余金の処分等）

第53条 基金は、毎事業年度末日において、決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。

- 2 毎事業年度に不足金を生じたときは、前項の積立金をとりくずして補てんするものとする。
- 3 前項の規定により不足金を補てんしてもなお不足金がある場合には、その決算上の不足金は、翌事業年度に繰り越すものとする。

そこで②の52条変動調整準備金についてですが、退職報償金の毎年度の支払額は、年度ごとの退団者数の増減の影響を直接受けて、変動が大きくなりやすいのです。このため市町村ひいては退職団員への支払に支障を来さないよう、予測を超えた支払額に耐えうる程度の必要最低限の変動準備金を保有し、またあわせて将来の支払に備えた準備金を積む必要があるとされ（昭和61年 基金財政研究会報告書）、平成9年に従来の「支払準備金」を組み替えて、現在の形に規定化されました。

52条変動調整準備金の推移と現状

52条変動調整準備金は、発足時の翌年である平成10年度末には135億円を確保したものの、これをピークに毎年減少を続け、前述したように前回の見直し時期の平成18年度末には18億円まで低下し、基金財政研究会（昭和61年、62年に設置）のいう「既に破産状態に達している」状態になりました。

表2を御覧ください。52条変動調整準備金の減少は、平成13年、14年度にいったん鈍化しますが、平成15年度から再び瞬く間に減少していきます。その理由には①退職団員数の増加、②公務員給与の引下げや人事院勧告の凍結があっても団員の処遇改善のため、掛金を据え置いたまま支給額を引き上げたこと、③退職団員の勤務年数の長期化など、さまざまな要因が考えられます。いずれにしても、保有額の変動がいかに大きいかがおわかりいただけると思います。

その後、平成19年度の財政再計算により掛金の引上げが行われた結果、平成20年度決算での残高は46億円になりましたが、必要最低額いわば財政破たん限度額（60億円。※2）をなお下回っている状態です。また、発足時（平成9年度130億円）の35パーセント、過去の最大保有時（平成7年度136億円）の34パーセント程度まで回復した段階にすぎません。

※2 財政破たん限度額 これを下回れば財政破たんの状態とされる変動調整準備金のレベル。変動調整準備金の必要最低額。狭義の変動調整準備金。後述。

さらに、顕在化はしていないものの全団員が現時点で退職した場合の給付額である“要支給額”（※3）は、平成21年度ベースで1,958億円と計算されますが、同年度末の52条変動調整準備金見込額は、そのわずか3.2パーセントでしかありません。

※3 要支給額 過去の在職期間を通じて潜在的に蓄積された債務のこと。基金財政研究会（昭和61年）は報告書で「…過去の在職又は加入期間を通じて潜在的に逐次累積されたものであり、本来ならば、企業（基金）として、過去の在職又は加入期間にわたって逐次積み上げ準備すべき性格の債務である」と述べています。

表2 52条変動調整準備金の推移

単位：百万円

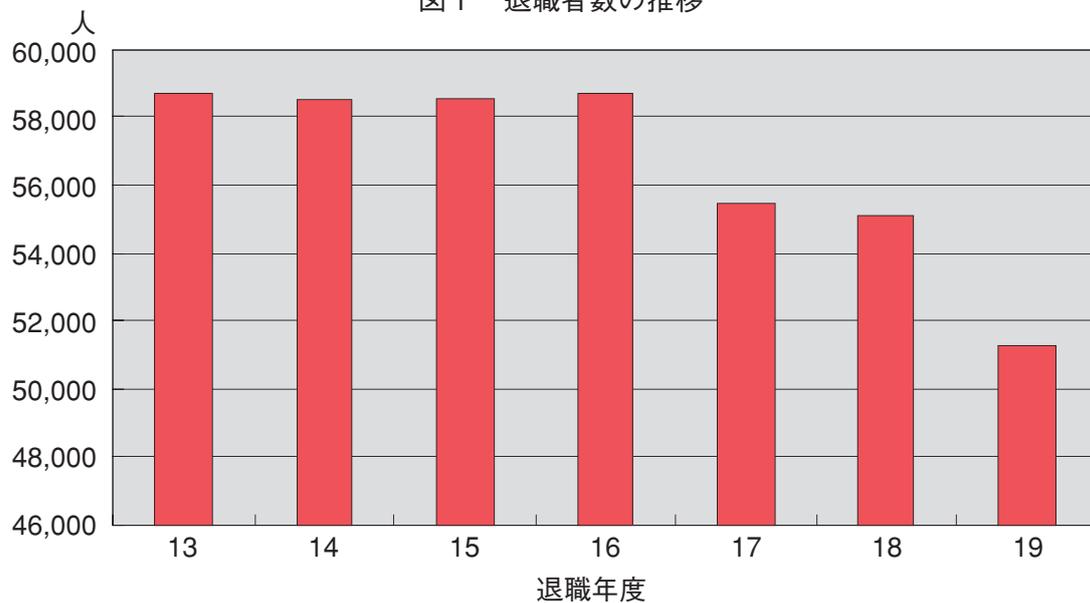
年度（平成）	52条変動調整準備金	
	取崩し額	年度末保有額
9	270	12,979
10	△542	13,521
11	1,976	11,545
12	2,177	9,368
13	748	8,620
14	985	7,634
15	1,654	5,980
16	1,403	4,577
17	2,312	2,266
18	432	1,834
19	△1,036	2,870
20	△1,705	4,575
21見込	△1,664	6,239



将来の動向

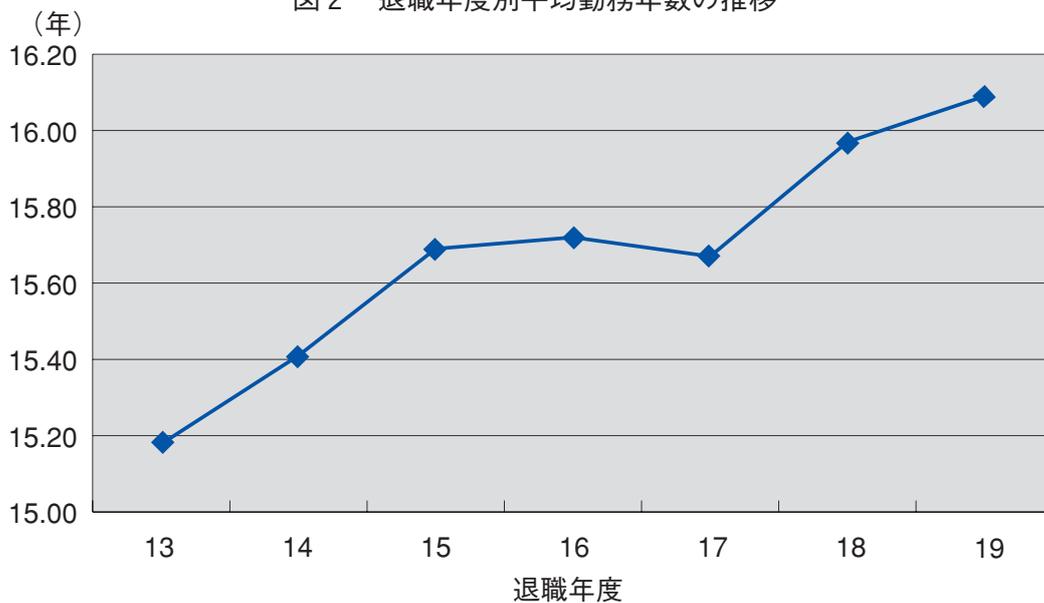
最近の状況を見ると、退職団員数は減少傾向にあるものの（図1）、退職報償金支払額の基礎となる勤務年数は、年々長期化の様相を示しています（図2）。それだけ基金の潜在的債務は累積、拡大していると思われ、こうした状況を踏まえながら、予測を超えた将来の支払増に備えて的確に52条変動調整準備金を積むことが重要と考えています。

図1 退職者数の推移



備考 退職者数は各年度退職者数の現年度及び次年度の2か年度の支払実績である。

図2 退職年度別平均勤務年数の推移



備考 各年度退職者数の現年度及び次年度の2か年度の支払実績を基に作成した。

変動調整準備金の最低必要額（財政破たん限度額）

狭義の変動準備金すなわち変動準備金最低必要額は、これを下回れば財政破たんの状態とされる“財政破たん限度額”を示す水準でもあります。財政破たん限度額は、直近3か年度の平均支払額に、最近20年間における退団率の変動率の3年分を乗じて計算します。

平成19年度の財政再計算を行ったときは、平成21年度末の準備金保有額を20億円程度（年間支払額の約10パーセント）確保することが当面必要であるとされましたが（『広報消防基金』No.163 P.22参照）、ここで注意していただきたいのは、準備金は20億円程度あればよい、という考えではなかったことです。

当時、準備金は底をつきかけており、3年後の平成21年度末までに最低必要額（当時の計算で56億円）を確保するのは困難と判断して、緊急避難的に、掛金引上げの要求幅をごく内数にとどめたのです。一気に全額を確保するのは無理だが、せめて20億円程度は目指したい、そのためには1人当たり2,000円の引上げが必要だ、ということだったのです。

52条変動調整準備金保有額の目安

それでは基金は、52条変動調整準備金をいったいどの程度保有すればよいと考えているのでしょうか。

昭和61年の基金財政研究会は、①未払給付引当金+②狭義の変動調整準備金（2σ3年分）は必要最小限の積立てとして確保されなければならない、これを下回れば「破産状態」ということになる、と指摘しています。さらに加えて、③つなぎ準備金+④基金の判断において決定される要支給額の積立金の一定額を積み立てるものと提言しており、研究会のこの基本的考え方は、当然維持されるべきものと考えています。

52条変動調整準備金については、要支給額積立金の完全積立てを目指す考えもあるでしょうが、厳しい地方財政の状況や、適正な時期における見直し制度が確保されていることなどを勘案すると、必ずしも現実的ではありません。必要最低限の額（財政破たん限度額）としての変動調整準備金、つなぎの準備金及び要支給額の積立金の一定額、の3つを合わせた額を会計規程第52条に定める変動調整準備金ととらえ、その確保を図ることが現実的であり、妥当ではないかと考えます。

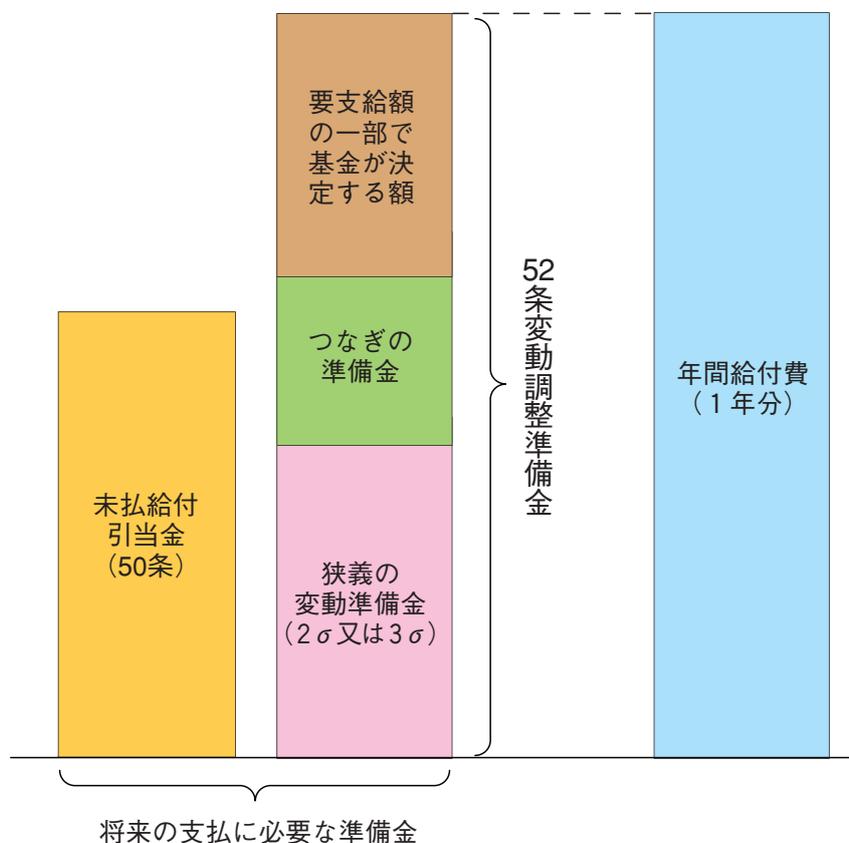
その規模は、公的年金である国民年金や厚生年金が将来の積立金を年間給付費と同程度としている（※4）ことを考慮すると、年間給付費の1年分程度が目安と考えられ、また、その程度の額を保有したとしても過剰とは言えないと思われます（図3）。

※4 平成16年の国民年金及び厚生年金の財政見通しによると、国民年金の20年度の積立金の水準は年間給付費の2.1年分、厚生年金は4.5年分ですが、これを100年後にはそれぞれ1年分に引き下げる計画です。

こうした観点に立つと、平成20年度末の52条変動調整準備金保有額は、年間給付費1年分（平成20年度で165億円）のおよそ28パーセントでしかなく、準備金はまだ不十分です。

しかし、だからといって年間給付費1年分を目標にして掛金を引き上げていくことは考えていません。現在の地方財政の厳しい状況を見ると、引上げは困難な情勢です。基金は現行の掛金額を維持しながら努力を続け、的確かつ安定した財政運営に寄与していく方針です。

図3 52条変動調整準備金



まとめ

退職報償金制度は消防団員の在職中の労苦に報いるために設けられた制度です。給付水準の引上げは、消防団員の処遇改善の重要な要素ですが、平成24年度末までの財政状況を見通した今回の財政再計算は、給付水準の引上げのないことが前提でした。仮に処遇改善が行われれば、準備金が減る可能性があります。

基金の財政基盤を強化するのであれば、今回も前回と同様、掛金引上げも選択肢の一つとしてありましたが、市町村の厳しい財政状況を勘案して、据置きとされたものです。

基金は当面現行の掛金額で、的確な支払と安定した運営に最大限の努力を注いでまいります。各団体の御理解をお願いします。

